

京都市情報公開審査会答申第92号の概要

答申年月日	平成21年3月31日
請求内容	職員の出勤簿
所管課	中京区役所区民部市民窓口課
所管課の決定	一部公開決定
所管課の主張	<p>1 条例第7条第1号に該当することについて</p> <p>(1) 氏名コードは、職員の様々な個人情報を管理するために、職員ごとに付与される識別番号であり、人事、給与、福利厚生等の内部管理事務において使用されている。また、健康保険証の被保険者番号や身分証明用番号としても使用されており、通常他人に知られたくない情報である。</p> <p>(2) 年次休暇、夏期特別休務、特別休暇、介護休暇及び病気休務並びに公務災害・通勤災害の日数（時間数）及び残日数（時間数）は、法令等の根拠に基づき職員個人に付与し、又は職員個人の届出、請求、申請により承認されるものであり、これら休暇取得状況は、職務に従事しなかった事実を示す意味において職務遂行に関する情報としての一面を有する。しかし、休暇の種別、その原因又は内容及び取得状況を示す情報は、公務とは直接かかわりのない事柄であり、職員個人の私生活にかかわる面が大きく、私事に関する情報であり、通常他人に知られたくない情報である。</p> <p>(3) 各日付欄に休暇等の押印は、同様に通常他人に知られたくない情報である。</p> <p>(4) 臨時的任用職員に付与される休暇等は、休暇の種別が年次休暇の1種類のみであることから公開とした。</p>
不服申立人の主張	<p>1 行政等の情報を知る権利は、憲法上の当然の権利として保障され、条例はこれの具体的制度化である。公開を拒むことは、この趣旨に反し、原則的に許されない。</p> <p>2 職員と臨時的任用職員の取扱いが相違することについて、実施機関が考える理由は、「①職員個人の休暇は多種類あるため、例えば、年次休暇、夏期特別休務を公開すると、その他の休暇を取っていること及びその休暇の種類が分かることなどがあるため非公開とした。②職員と臨時的任用職員とでは、扱いを異にしても問題ないと判断した。」のいずれかである。しかし、②の理由は明らかに差別であり問題外としても、①の理由も年次休暇、夏期特別休務等を公開しない正当な理由であるとは到底いえない。</p> <p>3 なお、全ての種別の休暇を公開せよと主張しているのではない。少なくとも「休暇種別ごとの略記号印」、「年休使用／残欄」及び「夏休／残欄」は、条例第7条第1号に該当しないので公開すべきである。</p>
審査会の判断	<p>1 本件公文書について</p> <p>公開請求の対象となった出勤簿は、氏名コード欄、氏名欄、当該年度の日付欄、種別欄並びに年次休暇の当該年度の付与日数欄、前年度からの繰越日数（及び時間数）欄及びその合計日数（及び時間数）欄で構成されている。また、各日付欄には、出勤したときは出勤を証するための押印が、また、休暇等を取得したときは、年休などそれぞれの略記号印を用いて押印するなど、休暇等の取得状況が日単位で明らかになるように記載されており、種別欄には、休暇等の取得又は残日数が記載されているのが認められる。</p> <p>2 条例第7条第1号に該当することについて</p>

(1) 当該年度の日付欄，種別欄並びに年次休暇の当該年度の付与日数欄，前年度からの繰越日数（及び時間数）欄及びその合計日数（及び時間数）欄のうち，休暇等の取得状況が記載された部分について

ア 職員にとって，休暇等の取得は，正当な権利行使であるが，休暇等の取得状況が記載された部分は職員が市民のためにどういう働き方をしているのかを示す情報として，これを知ることが市民の正当な関心事であるといえる。

イ 他方，休暇等には，休暇等の種類が明らかになればその取得の前提となる職員の私生活が推測されるものと，休暇等の種類が明らかになったとしてもその取得の前提となる職員の私生活が容易に推測され得ないものがある。

ウ したがって，休暇等のうち，年次休暇及び夏期特別休暇については，利用目的を明らかにしないで取得される休暇であることから，これらの取得状況を公にしても，そのことにより職員の私生活が容易に推測され得ないものと考えられる。

エ また，長期勤続者休務については，勤続年数に応じて付与される休暇であるが，利用目的を明らかにしないで取得される休暇であり，この取得状況を公にしても，職員のプライバシーが侵害されるとまでは考えられない。

オ 他方，休暇等のうち，年次休暇，夏期特別休務及び長期勤続者休務以外の休暇等については，職員本人の結婚，出産，病気の状況などいずれも利用目的を明らかにして取得される休暇等であり，休暇等の種類を公にすれば，職員の私生活が推測され，職員のプライバシーを侵害するおそれがある。

(2) 氏名コードについて

当該職員が本人であることを証する情報の個人識別番号として使用されていることなどから，プライバシーを侵害するおそれがある。